

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 6 年 9 月 27 日

岐阜県監査委員	若 井 敦 子
岐阜県監査委員	恩 田 佳 幸
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

## I 令和6年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

### 1 令和6年度

(単位：件)

区分	監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの ※	未措置
	A	B	C	A-B-C
指摘事項	7	0	0	7
指導事項	12	0	1	11
検討事項	0	0	0	0
計	19	0	1	18

※「今回措置を講じたもの」については、令和6年9月9日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

## II 定期監査の結果に基づき講じた措置

### 1 令和6年度

#### 監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

総務部

機関名	監査結果	講じた措置
東濃県税事務所	県税の収入事務において、つり銭として保管していた100円硬貨42枚4,200円を4,000円としてつり銭資金保管簿に記載していたものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	令和6年6月5日につり銭の金種を確認し、つり銭資金保管簿への記載を行った際、100円硬貨42枚4,200円を確認したにも関わらず4,000円と誤記した。翌令和6年6月6日も同様に42枚4,200円を確認したが前日の記載に影響されて4,000円と記載した。これが令和6年6月14日まで続き、監査委員

事務局の指摘を受けるまで気づかなかったものである。

その後速やかにつり銭資金保管簿の誤りを修正した。

再発防止のため、出納員と管理収納係長による金種確認は各金種を数える都度つり銭資金保管簿に記載するとともに、記載後に再度、記載内容と金種が一致することを確認するよう改めた。